

令和7年度

札幌丘珠空港利用 旅行商品造成助成制度

助成上限額

10万円

■ 対象商品

令和8年3月末日までに催行を終える商品で①または②に該当するもの

① 丘珠空港発着の定期便を利用する募集型企画旅行商品

② 丘珠空港と定期便未就航空港間を運航するチャーター便を利用する募集型企画旅行商品

交付対象者

対象旅行商品を企画・販売・催行した旅行会社

※旅行業法第3条に定める登録を受けた旅行業を営む事業者の本店または支店（法人格を持つ者に限る）

対象経費

- ① 広告掲載費用
- ② チラシ・パンフレット等の作成費用

※経費に対象商品以外に係るものが含まれている場合は、対象経費をページ数、掲載面積、商品数等により全体額から按分して算出する。

助成条件

- ① 広告等に「札幌丘珠空港発着」等、丘珠空港利用商品である旨を記載すること。
- ② 交付対象者が助成を受けられるのは、対象商品①については一回まで、対象商品②については一路線につき一回まで。

助成金額

対象経費のうち交付対象者負担額の2分の1相当額（千円未満切り捨て）とし、上限額は10万円（片道の場合5万円）

<助成限度額及び助成回数>

対象商品	助成限度額	助成回数
① 定期便旅行商品	往復利用：10万円 片道利用：5万円	助成対象期間につき1回
② チャーター便旅行商品	往復利用：10万円 片道利用：5万円	1路線あたり1回

■ 手続きの流れ



※申請受付は令和8年2月末日まで。予算の上限に達した場合は、受付期間内であっても終了する場合があります。

制度の詳細や必要な様式等はHPをご確認ください

札幌丘珠空港利用旅行商品造成助成制度

検索

<お問い合わせ> 札幌市 まちづくり政策局 空港活用推進室 【担当：藤間、小齋】
TEL 011-211-2357 E-mail okadamakuko@city.sapporo.jp